

最低賃金・賃金引上げに向けた 中小企業・小規模事業者への 支援施策紹介マニュアル

令和4年1月
厚生労働省・中小企業庁

はじめに

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金額は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にして、各都道府県最低賃金審議会において審議が行われ、改定額が決定されます。

令和3年度においては、全国加重平均で28円の引上げとなりました。

本マニュアルは、企業における賃金引上げに向けた取組に御活用いただける厚生労働省及び中小企業庁の支援事業に関して、その内容や関連する相談窓口を御紹介するものです。

中小企業等で働く方々の賃金引上げに向け、本マニュアルをご活用いただけますと幸いです。

目次

1. 最低賃金・賃金引上げに関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』	
・ 業務改善助成金	P 4
・ 業務改善助成金特例コース	P 5
(2) 『人事評価制度と賃金制度を整備して賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』	
・ 人材確保等支援助成金（人事評価改善等助成コース）	P 6
(3) 『非正規雇用のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』	
・ キャリアアップ助成金	P 7
(4) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』	
・ 中小企業向け賃上げ促進税制	P 8
(5) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』	
・ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）	P 9
(6) 『事業の再構築に取り組む事業者のための支援策を知りたい』	
・ 事業再構築補助金	P 10
2. 生産性向上に関する支援	
(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』	
・ 固定資産税の特例措置	P 11
(2) 『経営の向上を図りたい』	
・ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）	P 12
・ 中小企業等経営強化法に基づく法人税等の特例（経営強化税制）	P 13
(3) 『補助制度を知りたい』	
・ 生産性向上などを支援する補助金	P 14
3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援	
(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』	
・ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン	P 16
(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』	
・ パートナーシップ構築宣言	P 16
(3) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』	
・ 官公需法に基づく「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」	P 17
・ 官公需情報ポータルサイト	P 17

目次

4. 資金繰りに関する支援	
(1) 『一時的に業績が悪化しているので融資を受けたい』 ・セーフティネット貸付制度	P 18
(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 ・小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	P 19
5. その他、雇用（人材育成）に関する支援	
(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』 ・建設事業主等に対する助成金	P 20
(2) 『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』 ・人材確保等支援助成金（雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース）	P 21
(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』 ・地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	P 22
(4) 『雇用維持のための支援策を知りたい』 ・雇用調整助成金の特例措置	P 23
(5) 『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 ・人材開発支援助成金	P 24
6. 相談窓口・各種ガイドライン	
(1) 『専門家へ相談したい』 ・働き方改革推進支援センター	P 25
・特別相談窓口の設置	P 25
・よろず支援拠点	P 26
・下請かけこみ寺	P 26
(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策に関する総合的な情報を入手したい』 ・中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」	P 27

1. 賃金引上げに関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資などを行う場合、その設備投資などに要した費用の一部を助成します。

【対象となる方】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模100人以下の事業場

【支援内容】

引上げ額と引き上げる労働者の数に応じ、設備投資などに要した費用に助成率を乗じた金額について、助成上限額の範囲内で支給します。

【助成率】

3/4（4/5）

※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5（9/10）

※（）内は事業場内最低賃金900円未満の事業場

【助成上限額】

引上げ労働者数	引上げ額				
	20円コース(※2)	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7人以上	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上(※1)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※1)10人以上の上限額区分はコロナ禍で特に影響を受けている事業主(前年又は前々年比較で売上等▲30%減)又は事業場内最低賃金900円未満の事業場のみ対象。

(※2)20円コースはR4. 1. 31で受付を終了します。

【お問合せ・申請先】

支給手続のご相談は最寄りの労働局または働き方改革推進支援センター、業務改善助成金コールセンターへお問い合わせください。

申請先は、事業場が所在する都道府県の労働局になります。

・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



業務改善助成金

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資等により従業員の賃金引上げを図りたい』

業務改善助成金特例コース

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者が賃金を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、助成対象となる経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成します。

【対象となる方】 ※以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者であること。
- ・令和3年7月16日から同年12月末までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること。

- ※ 引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限ります。
- ※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

【支援内容】

賃金を30円以上引き上げた労働者の数に応じ、設備投資などに要した費用に助成率を乗じた金額について、助成上限額の範囲内で支給します。

(助成率)

(助成上限額)

3/4	引上げ人数	1人	2~3人	4~6人	7人以上
	上限額	30万円	50万円	70万円	100万円

特例コースでは、業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等の他、取組に関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（＝関連する経費）についても助成対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」の額は「生産性向上等に資する設備投資等」の額を上回らない範囲に限られます。

【お問合せ・申請先】

支給手続のご相談は最寄りの労働局または働き方改革推進支援センター、業務改善助成金コールセンターへお問い合わせください。

申請先は、事業場が所在する都道府県の労働局になります。

・都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



業務改善助成金特例コース

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(2) 『人事評価制度と賃金制度を整備して賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金

(人事評価改善等助成コース)

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下に取り組む事業主に対して、助成金を支給します。

【対象となる方】

人事評価制度と賃金制度を整備し、生産性向上、賃金アップ及び従業員の離職率の低下に取り組む事業主

【支援内容】

人事評価制度等を整備した事業主が、人事評価制度等の適切な運用を経て、一定の要件をすべてを達成した場合に、80万円を支給。

(支給までの流れ)

①人事評価制度等整備計画の作成・提出(計画の認定申請)

②認定を受けた①の整備計画に基づく人事評価制度等の整備

③人事評価制度等の実施

人事評価制度等の適切な運用を得て、「生産性の向上」「労働者の賃金の引き続き2%以上のアップ」「離職率の低下に関する目標」をすべて達成した場合

④目標達成助成の支給申請

所定の期間内に労働局又はハローワークに支給申請

助成金の支給
80万円

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人事評価改善等助成コース

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(4) 『非正規雇用労働者のキャリアアップ・賃金引上げに取り組むための支援策を知りたい』

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

【対象となる方】

ガイドライン(※)に沿って、雇用保険適用事業所ごとに有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む者を「キャリアアップ管理者」として配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の(1)～(7)までのいずれかを実施した事業主

※ ガイドラインとは、「有期雇用労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップ促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。詳細は下記URLをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000758164.pdf>

- (1) 正社員化コース (2) 障害者正社員化コース
- (3) 賃金規定等改定コース (4) 賃金規定等共通化コース
- (5) 諸手当制度等共通化コース (6) 選択的適用拡大導入時処遇改善コース
- (7) 短時間労働者労働時間延長コース

【支援内容】※ 上記のうち、(3) 賃金規定等改定コースについて

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合、対象となる労働者数に応じ、下記の額の助成を行います。なお、中小企業において賃金規定等を3%以上増額改定した場合等は助成額が加算されます。(5%以上増額改定した場合は助成額が更に加算されます。)

対象労働者数が1～5人の場合	3. 2～16万円 (4～20万円)
対象労働者数が6人以上の場合	17. 1～285万円 (21. 6～360万円)

注1: 生産性要件を満たした場合、()内の助成額となります。

注2: 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



キャリアアップ助成金

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(5) 『従業員の賃金を引き上げた場合に使える税制を知りたい』

中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

適用対象: 青色申告書を提出する中小企業者等

適用期間: 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
(個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象)

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加

⇒ **30%税額控除***

or

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加

⇒ **15%税額控除***



追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加

⇒ **+10%税額控除***

※ 中小企業者等

青色申告書を提出する者のうち、以下に該当するものを指します。

(1) 以下のいずれかに該当する法人

(ただし、前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人は本税制適用の対象外)

① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人

ただし、以下の法人は対象外

- ・ 同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人
- ・ 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

(2) 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

(3) 協同組合等(中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等※)

※協同組合等に含まれる組合は、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出資組合である生活衛生同業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合並びに森林組合連合会です。

※ 給与等支給額

全ての国内雇用者に対する給与等(俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与をいいます。)の支給額をいいます。ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除します。

※ 教育訓練費

国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。具体的には、法人が教育訓練等を自ら行う場合の費用(外部講師謝金等、外部施設使用料等)、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の費用(研修委託費等)、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用(外部研修参加費等)などをいいます。

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター

電話: 03-6281-9821

(受付時間:

平日9:30~12:00、13:00~17:00)



中小企業向け賃上げ促進税制

検索



1. 賃金引上げに関する支援

(6) 『賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。

【対象となる方】

事業場内最低賃金を2%以上上げる方

※ 働き方改革推進支援資金は、上記対象の他に、非正規雇用の処遇改善への取組や長時間労働の是正を実現するため、業務効率向上・生産性向上を図る設備導入や非正規雇用労働者の賃上げ・正社員化、多様な人材の活用促進などを図る方も対象としています。

【支援内容】

■ 貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円(※)
(うち長期運転資金2億5,000万円)
(※)特別利率①の限度額：2億7,000万円
国民生活事業：7,200万円(うち運転資金4,800万円)

■ 貸付利率：特別利率①(基準利率から0.4%引下げ)

※ 基準利率：中小企業事業1.06%(貸付期間5年の場合)
国民生活事業2.06~2.55%(担保を不要とする融資希望の場合)
※ 基準利率は、令和4年1月4日現在。実際の適用利率は、信用リスク(担保の有無を含む。)等に応じて決定します。

■ 貸付期間：設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内) (長期)運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

※ 業務改善助成金等の助成金と併用(自己負担分のための融資など)にも活用可能です。
※ 生活衛生営業を営む方については、日本政策金融公庫の別の融資制度である【生活衛生貸付】においても同様に特別利率の適用があります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫 電話：0120-154-505



働き方改革推進支援資金

検索

1. 賃金引上げに関する支援

(7) 『事業の再構築に取り組む事業者のための支援策を知りたい』

事業再構築補助金

ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

【必須申請要件】

以下の要件を満たす中小企業等の方

①2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること

(※) 付加価値額要件での申請も可能

②事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること

【最低賃金枠と大規模賃金引上枠】

■最低賃金枠の要件

通常枠の申請要件に加え、以下の①及び②を満たすこと

①2020年10月から2021年6月までの間で、3か月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること

②2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること

■大規模賃金引上枠の要件

通常枠の申請要件に加え、以下の①及び②を満たすこと

①補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること

②補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%以上）増員させること

【支援内容】

【最低賃金枠】

従業員規模	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小 3/4 中堅 2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

【大規模賃金引上枠】

従業員規模	補助金額	補助率
101人以上	8,000万円超～1億円	中小企業：2/3 (6,000万円超 1/2) 中堅企業：1/2 (4,000万円超 1/3)

【お問合せ先】

<事業再構築補助金事務局コールセンター>
受付時間：9：00～18：00（日祝日を除く）
電話番号：<ナビダイヤル> 0570-012-088



事業再構築補助金

検索

<IP電話用> 03-4216-4080

2. 生産性向上に関する支援

(1) 『生産性向上のための設備投資をしたい』

固定資産税の特例措置

中小企業の実業性向上に向けた取組を支援するため、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。

認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じます。

市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロ※になります

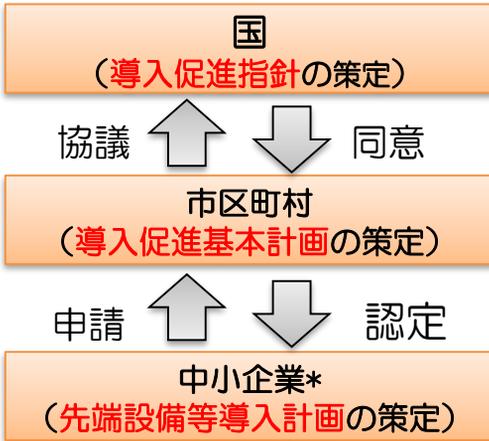
※2021年3月末までとなっていた適用期限を2023年3月末まで2年間延長
※課税標準を市町村の条例で定める割合(ゼロ~1/2)を乗じて得た額とする

POINT!

1 「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村において新たに設備を導入する中小企業者が対象

2 年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備投資が対象

事前確認 → 認定経営革新等支援機関
(例：商工会議所・商工会・中央会、
地域金融機関、工業等の専門家 等)



*中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等(大企業の子会社を除く)に限ります。

対象設備 (固定資産税の特例)

(注) 市区町村により異なる場合があります

【設備の種類等 (最低取得価額/販売開始時期)】

- ◆機械装置 (160万円以上/10年以内)
- ◆測定工具及び検査工具 (30万円以上/5年以内)
- ◆器具備品 (30万円以上/6年以内)
- ◆建物附属設備 (60万円以上/14年以内)
- ◆構築物 (120万円以上/14年以内)
- ◆事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの

【お問合せ先】

<先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課

<税制について> 中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821

<制度について> 中小企業庁 技術・経営革新課 (イノベーション課) 電話：03-3501-1816



先端設備等導入制度

検索

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

【支援の流れ】



【お問合せ先】

経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課

電話: 03-3501-1957(平日9:30~12:00、13:00~17:00)



経営強化法

検索

2. 生産性向上に関する支援

(2) 『経営の向上を図りたい』

中小企業等経営強化法に基づく法人税等の特例（経営強化税制）

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。

（注1）税額控除額は、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制の控除税額の合計で、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となります。

なお、税額控除の限度額を超える金額については、翌事業年度に繰り越すことができます。

（注2）特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができます。

【対象となる方】

- ・資本金又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
- ・協同組合等

※ 青色申告書を提出するもので、中小企業等経営強化法上の「特定事業者等」に該当するものに限り、ただし、次の法人は対象外となります。

- ①同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人、資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人又は大法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③前3事業年度の所得金額の平均額が15億円を超える法人

【対象となる設備】

類型	要件	確認者	対象設備（※1～3）	その他要件
A類型	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。（※4） ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
B類型	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
C類型	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上）	
D類型	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P19を確認してください。

※2 医療用の器具備品・建物附属設備については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作するものを除きます。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは「中小企業税制ハンドブック」P22の対象となるソフトウェアを確認してください。

※4 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

【お問合せ先】

中小企業税制サポートセンター
電話：03-6281-9821（平日9:30-12:00,13:00-17:00）



経営強化税制

検索

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

中小企業が生産性向上を図り、経営の足腰の強化を進めていくため、中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、販路開拓等を支援します。

また、積極的な賃上げに取り組む事業者は優先的に支援します。

さらに、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援するため、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たに特別枠を創設しました。

※以下の事業は令和4年1月現在公募中または今後公募予定のものを掲載しています。
詳しくはホームページまたはお問い合わせ先までお尋ねください。

【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金】（ものづくり補助金）

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円、1,000万円、1,250万円（※従業員規模により異なる）	原則1/2（※小規模事業者・再生事業者は2/3）
回復型賃上げ・雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円、1,500万円、2,000万円（※同上）	

公募期間：随時公募中（年度内に複数回の締切を設定）

<お問い合わせ先>

ものづくり補助金総合サイト <https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053

2. 生産性向上に関する支援

(3) 『補助制度を知りたい』

生産性向上などを支援する補助金

【小規模事業者持続化補助金】

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。

公募期間：令和2年3月10日より公募開始

<一般型>

7次締切：令和4年2月4日（金）

<お問い合わせ先>

商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

※お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記HPよりご参照下さい。

商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者の方

日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

電話番号：03-6747-4602

【サービス等生産性向上IT導入支援補助金】

中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資するITツールの導入支援を行います。

公募期間：未定

<お問い合わせ先>

サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 <https://www.it-hojo.jp>

電話番号：0570-666-424

【事業承継・引継ぎ補助金】

事業承継・引継ぎを年間を通じて機動的かつ柔軟に支援します。

具体的には、事業承継・M&A後の設備等の経営革新に係る費用や、M&A時の専門家活用費用等を補助します。

公募期間：調整中

（令和4年3月頃からを予定）

<お問い合わせ先> 事務局公募中

支援類型	補助率	補助額
①事業承継・M&Aを契機とする新たな取組に係る費用の補助		
経営革新	2/3以内	400万円以内
	1/2以内	400万円～600万円以内
②M&A時の士業等専門家の活用に係る費用の補助		
専門家活用	2/3以内	600万円以内
③事業承継・M&Aに係る廃業費用等の補助（※①②と併用可）		
廃業・再チャレンジ	2/3以内	150万円以内

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(1) 『下請取引関係改善のためのガイドラインを知りたい』

下請適正取引等の推進のためのガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。



下請ガイドライン

検索

(2) 『親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を築きたい』

パートナーシップ構築宣言

不合理な取引条件や取引慣行については、下請中小企業振興法における「振興基準」に基づき、主務大臣が指導、助言を行います。パートナーシップ構築宣言は、この「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

【パートナーシップ構築宣言について】

○取引先との新たなパートナーシップ構築 を宣言し、

- (1) 下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**
(①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止)
- (2) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携(企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング等)

に**重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言**します。

○宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「**ロゴマーク**」を使用することができ、名刺などに記載することで取組をPRできます。また、**一部の補助金で加点措置を受けることができます**。

○以下の「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言した企業が一覧でご覧になれます。

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

【お問合せ先】

「宣言」の内容について
「宣言」の提出・掲載について

中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765
(公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688



パートナーシップ構築宣言 ポータルサイト

検索

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

(3) 『国や独立行政法人等からの官公需調達について知りたい』

官公需法に基づく「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定められています。

【官公需法に基づく「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について】

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講じる措置に関する基本的な事項

7 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 国等は、契約前において、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し契約時点で反映しておくことや、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- ② 国等は、契約後において、最低賃金額の改定があった場合には契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

官公需情報ポータルサイト

中小企業庁は官公需に関する情報を一元的に集約し、情報提供を行う官公需ポータルサイトを運営しています。

【官公需情報ポータルサイトについて】

- 国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。
- 以下の官公需情報ポータルサイトにてご覧になれます。
<https://www.kkj.go.jp/s/>

【お問合せ先】

中小企業庁取引課 03-3501-1669



官公需施策

検索

4. 資金繰りに関する支援

(1) 『一時的に業況が悪化しているので融資を受けたい』

セーフティネット貸付制度

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

【対象となる方】

社会的、経済的環境の変化（最低賃金引上げなど）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているが中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

(注) 利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となりません。また、特別相談窓口に係る事案で本貸付の申し込みをされた場合には、一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している場合や、そのおそれがある場合にも対象となります。

【支援内容】

■ 貸付限度額

日本政策金融公庫中小企業事業：7億2,000万円

日本政策金融公庫国民生活事業：4,800万円

■ 貸付利率：基準利率

※ 基準利率（令和4年1月4日時点。貸付期間5年の場合。）

中小企業事業 1.06%、国民生活事業 1.81%

※ 実際の適用利率は、信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて決定します。

■ 貸付期間：設備資金 15年以内（うち据置期間3年以内）

運転資金 8年以内（うち据置期間3年以内）

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795



4. 資金繰りに関する支援

(2) 『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。

【対象となる方】

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

【支援内容】

通常枠

- 対象資金：設備資金、運転資金
- 貸付限度額：2,000万円
- 貸付利率：令和4年1月4日現在 1.21%（※）
※日本政策金融公庫の経営改善利率。利率は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。
- 貸付期間：設備資金10年以内（据置期間は2年以内）
運転資金7年以内（据置期間は1年以内）
- 貸付条件：無担保・無保証人

東日本大震災対応特枠、令和元年台風第19号等対応特枠、新型コロナウイルス対応特枠、令和2年7月豪雨対応特枠

- 東日本大震災、令和元年台風第19号等（令和元年台風第19号、第20号及び第21号をいう。）又は令和2年7月豪雨により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方、又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の方は、通常枠と別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置を利用することができます。

【ご利用方法】

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。
（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

【お問合せ先】

- 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会 URL：<http://www.shokokai.or.jp/>）
（商工会議所については、日本商工会議所 URL：<http://www.jcci.or.jp/>）
- 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(1) 『建設労働者の雇用改善、技能向上のための支援を知りたい』

建設事業主等に対する助成金

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

「建設の事業」の雇用保険料の適用を受ける中小建設事業主等であって、以下の1～3の助成金(コース)ごとに定められる要件に該当するもの。

1. 人材開発支援助成金
 - ①建設労働者認定訓練コース
 - ②建設労働者技能実習コース
2. 人材確保等支援助成金
 - ①雇用管理制度助成コース(建設分野)
 - ②若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)
 - ③作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)
3. トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

【支援内容】 ※上記1. 人材開発支援助成金のうち ②建設労働者技能実習コースについて

キャリアに応じた技能実習(※)を実施した場合に、下記の助成を行います。

- (※)対象となる技能実習：
○安衛法による教習、技能講習、特別教育
○能開法による技能検定試験のための事前講習
○建設業法施行規則による登録基幹技能者講習 など

<助成率・額>

労働者数20人以下の事業主	経費助成 90%(75%) 賃金助成 10,550<11,405>円/日 (8,550<9,405>円/日)
労働者数21人以上の事業主	経費助成 35歳未満 85%(70%)、 35歳以上 60%(45%) 賃金助成 8,400<9,065>円/日 (6,650<7,315>円/日)

注1:生産性要件を満たさなかった場合、()内の助成額(率)となります。

生産性要件を満たした場合の助成については、事業主が訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性を向上させた場合(伸び率が6%以上)にのみ支給されます。

注2:受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者であった場合、< >内の助成額となります。

注3:中小以外の建設事業主や建設事業主団体も対象となります。

【お問合せ先】

支給手続のご相談は最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



建設事業主等に対する助成金

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(2) 『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金

(雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース)

事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善に向けた「魅力ある職場づくり」(雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入)を行う場合に、助成金を支給します。

【対象となる方】

- (1)雇用管理制度を導入し、従業員の離職率の低下に取り組む事業主(介護/保育事業主を含む。)
- (2)介護福祉機器の導入を通じて、労働者の離職率の低下に取り組む介護事業主

【支援内容】

導入した制度等に応じて、以下の金額が支給されます。

1. 雇用管理制度助成コース

諸手当等制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度及び短時間正社員制度(保育事業主のみ)を新たに導入し、対象労働者全員に対して実施することにより、離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を助成。

2. 介護福祉機器助成コース

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、離職率の低下目標を達成した場合、目標達成助成として導入費用の20%(生産性要件を満たした場合は35%(上限150万円))を助成。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



検索



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(3) 『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』

地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度があります。

【対象となる方】

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。対象地域は下記URLをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

【支援内容】

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成（1年ごとに3回支給）。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数							
	3[2(創業)]~4人		5~9人		10~19人		20人~	
	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇
300万円以上 1,000万円未満	48万円	60万円	76万円	96万円	143万円	180万円	285万円	360万円
	(100万円)		(160万円)		(300万円)		(600万円)	
1,000万円以上 3,000万円未満	57万円	72万円	95万円	120万円	190万円	240万円	380万円	480万円
	(120万円)		(200万円)		(400万円)		(800万円)	
3,000万円以上 5,000万円未満	86万円	108万円	143万円	180万円	285万円	360万円	570万円	720万円
	(180万円)		(300万円)		(600万円)		(1,200万円)	
5,000万円以上	114万円	144万円	190万円	240万円	380万円	480万円	760万円	960万円
	(240万円)		(400万円)		(800万円)		(1,600万円)	

※1 生産性要件を満たさない場合は「基本」、満たす場合は「優遇」の額を支給。

生産性の向上の判定方法については、下記URLを参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

※2 中小企業事業主の場合は、初回の支給時に助成額の1/2の額を上乗せ。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2人から対象とするとともに、初回の支給時に（ ）内の額を支給。

※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給。

※4 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給。

※5 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加人数に応じて、最高2.4億円を支給。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。



地域雇用開発助成金

検索

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

（4）『雇用維持のための支援策を知りたい』

雇用調整助成金の特例措置

最低賃金を引き上げた中小企業における雇用調整助成金等の支給要件を緩和します。業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から令和4年3月までの6ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

【対象となる方】

従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主等

【対象となる条件】

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業（1/40未満）も対象。

例：10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った場合も対象

$$4 \text{人日 (休業)} / 200 \text{人日 (10人} \times 20 \text{日)} = 1 / 50 < \text{休業企業規模 (1 / 40)}$$

- ① 令和3年10月から6ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象となる中小企業（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。）であること。
- ② 事業場内最低賃金（当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。）を、令和3年7月16日以降、令和4年3月までの間に、30円以上引き上げること。

※令和3年度地域別最低賃金の発効日以降に賃金を引き上げる場合は、発効後の地域別最低賃金から30円以上引き上げる必要があります。

※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。

※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。

※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

(5) 『従業員の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』

人材開発支援助成金

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。

【対象となる方】

雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等に取り組む事業主等

【支援内容】

実施した訓練等に応じて、以下の金額が支給されます。

支給対象となる訓練		賃金助成 ^{※1} (1人1時間当たり)		経費助成 ^{※2}		実施助成 (1人1時間当たり)	
			生産性要件を 満たす場合 ^{※5}		生産性要件を満 たす場合		生産性要件を 満たす場合
①特定訓練コース	Off-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-
	OJT	-	-	-	-	665円 (380円)	840円 (480円)
②一般訓練コース	Off-JT	380円	480円	30%	45%	-	-
③教育訓練休暇付与コース (教育訓練休暇制度)		-	-	30万円	36万円	-	-
③教育訓練休暇付与コース (長期教育訓練休暇制度)		6,000円	7,200円	20万円	24万円	-	-
④特別育成訓練コース	Off-JT	760円 (475円)	960円 (600円)	70% ^{※3} 60% ^{※4}	100% ^{※3} 75% ^{※4}	-	-
	OJT	-	-	-	-	760円 (665円)	960円 (840円)

※1 ①、②及び④のコースにおける賃金助成の限度額は、1人1訓練当たり1,200時間（一部1,600時間）分。

※2 ①及び②のコースにおける経費助成の限度額（1人当たり）は、以下のとおり。（ ）内は中小企業及び事業主団体等以外。

<①特定訓練コース> 100時間未満訓練：15(10)万円、200時間未満訓練：30(20)万円、200時間以上訓練：50(30)万円

<②一般訓練コース> 100時間未満訓練：7万円、200時間未満訓練：15万円、200時間以上訓練：20万円

④のコースにおける経費助成の限度額（1人当たり）は、以下のとおり。（ ）内は中小企業以外。

100時間未満訓練：15(10)万円、200時間未満訓練：30(20)万円、200時間以上訓練：50(30)万円

※3 正社員化した場合。

※4 非正規雇用を維持した場合。

※5 生産性要件とは、労働関係助成金を受給した企業が生産性を向上させた場合、その助成額又は助成率の割増分を追加支給する制度。

【お問合せ先】

ご相談及びお手続きは、都道府県労働局のほかハローワークにて承れる場合もございますので、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。



人材開発支援助成金

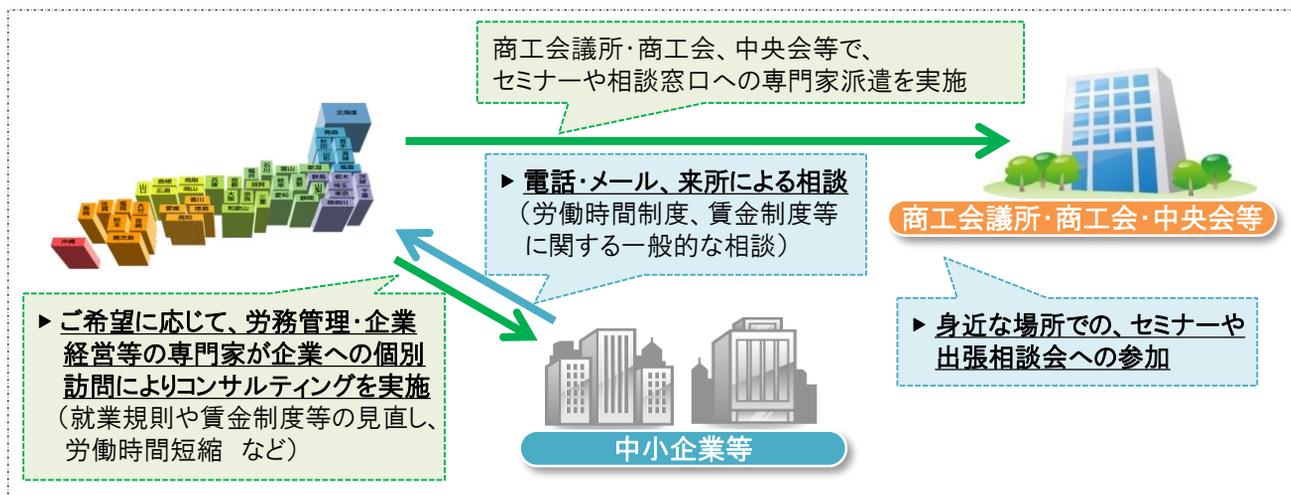
検索

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』

働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家による無料相談と専門家派遣を行います。



【お問合せ先】

全国の働き方改革推進支援センター

特別相談窓口の設置

生産性向上等に向けた検討を行っている中小企業・小規模事業者や、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。

①生産性向上等に関する相談

全国の商工会議所、商工会（各都道府県商工会連合会）、各都道府県中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、全国のよろず支援拠点、中小企業基盤整備機構地域本部及び各地方経済産業局に相談窓口を設置し、生産性向上等に係る相談を受け付けます。生産性向上等について検討を行っている方など、お気軽にご活用ください。

②金融面に関する相談

全国の日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工中金及び信用保証協会に相談窓口を設置し、賃金引上げによって資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けます。従業員への賃金引上げによって資金繰りにお困りの方など、お気軽にご活用ください。

【お問合せ先】

- 全国の商工会議所 ・ 各都道府県商工会連合会
- 各都道府県中小企業団体中央会 ・ 全国商店街振興組合連合会
- 全国のよろず支援拠点 ・ 中小企業基盤整備機構地域本部
- 各地方経済産業局
- 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
- 商工組合中央金庫の本支店 ・ 各信用保証協会



最低賃金 特別相談窓口

検索

6. 相談窓口

(1) 『専門家へ相談したい』

よろず支援拠点

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

【対象となる方】

売上が低迷して困っている、資金繰りが厳しくコスト削減したい、など経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

【よろず支援拠点での取組】

- ①売上拡大のための解決策の提案
新商品のアイデア、パッケージなどの新デザイン、インターネット販売立ち上げ等
 - ②経営改善策を提案し、行動に移すためのチーム支援
 - ③相談内容に応じた適切な相談機関の紹介
- ※各よろず支援拠点では、経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産などの専門家を10～20名配置し、人手不足やIT活用等も含めた中小企業・小規模事業者のあらゆる経営課題の相談対応を行っています。

【お問合せ先】

各都道府県のよろず支援拠点



検索

下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者が抱える、取引に関するさまざまな悩みに対し、親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

【下請かけこみ寺の概要】

全国48箇所（各都道府県及び本部）に下請かけこみ寺を設置しています。

下請かけこみ寺では、以下の取組を行っています。

- ①各種相談への対応
中小企業・小規模事業者の取引問題に関するさまざまなご相談に、下請代金支払遅延等防止法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員等が親身にお話しを伺い、アドバイス等を無料で行います。
また、弁護士による無料相談も実施しています。
- ②迅速な紛争解決
中小企業・小規模事業者が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続（ADR）を用いて、全国の登録弁護士等が中小企業・小規模事業者の身近なところで調停手続等を行います（費用は無料）。

【お問合せ先】

・（公財）全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6655
・各都道府県の下請かけこみ寺



検索

6. 相談窓口

(2) 『中小企業・小規模事業者向けの支援施策に関する総合的な情報を入手したい』

中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までをサポートします。

【ミラサポplusの主な特徴】

- ・「制度ナビ」「事例ナビ」の条件絞り込み機能によって、網羅的・効率的に、最適な支援策、事例を検索することができます。
- ・無料の会員登録で、最新の支援制度情報を受け取ることが可能です。
- ・登録情報に応じて、おおすすめの支援施策等をマイページに表示します。
- ・各種電子申請で繰り返し入力が必要な基本情報等の保存や外部システム（E-tax、法人インフォメーション等）との連携によるデータ取り込みも可能です。
- ・簡易な経営診断で他社との比較も可能です。



支援施策の
情報発信

電子申請サイト
のポータル

電子申請
サポート機能

経営診断・
現状分析ツール

探しやすい
インターフェース

ミラサポplus

ミラサポplus

検索

